

2020年2月4日

75歳以上のお客さまのATMでのお引出し一部制限

～全国で多発している金融犯罪への対策～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、75歳以上のお客さまのATMでのお引出しを一部制限することとしましたので、お知らせいたします。

全国的に多発している金融犯罪の対策として、当行ではこれまでに窓口での現金お引出しの際の声かけやATMでの当行キャッシュカードによるお振込の一部制限等を行ってまいりました。しかしながら、キャッシュカードを騙し取り、ATMで不正に現金を引出す手法が増加していることから、下記のとおり制限させていただくこととしたものです。

記

1. 対象となるお客さま

75歳以上の個人のお客さま（個人事業主のお客さまは対象外です）

2. 対象のATM

当行以外（コンビニ・他行・ゆうちょ）のATM

3. 制限の内容

お引出し限度額が1日あたり20万円となります。

4. 実施日

2020年4月1日（水）

5. お引出し限度額の引き上げをご希望されるお客さま

2020年4月1日（水）以降、当行本支店の窓口にてお手続きいたします。

6. その他

2020年2月3日（月）より74歳以上のお客さまに支払制限のお知らせ（※右記参照）を当行ATM画面に表示いたします。

！ ご注意

2020年4月1日（水）より、
年齢が75歳以上のお客さまは、
当行以外のATM（コンビニ・他行・ゆうちょ）での
お引出し限度額が1日あたり20万円となります。

詳しくはお取引店へお問い合わせください。

 ちば興銀

当行は、地域金融機関として金融犯罪撲滅に向けた取組み等、地域のお客さまのお役に立つ活動を実施しており、これからも継続してまいります。

以上